摂津市談合等情報対応マニュアル

このマニュアルは、摂津市が締結する契約について公正な競争を確保することを目的とし、入札談合等に関する情報に対して迅速かつ的確に対応するために、必要な事項を定めるものである。

第1　一般原則

1　定義

このマニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）入札談合等

入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第3条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は第8条第1号〔競争の実質的制限の禁止〕の規定に違反する行為をいう。

（2）事務局

摂津市建設工事等入札・契約制度検討委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理する契約主管課をいう。

2　対象とする情報

このマニュアルによる対応の対象とする入札談合等に関する情報は、談合情報及び談合疑義情報（以下「談合等情報」という。）とする。

（1）談合情報

談合情報とは、対象件名が明らかであり、かつ、次のいずれかに該当する情報をいう。

① 入札談合等に関与したとされる業者又は落札予定とされる業者が明らかであるもの
② 落札予定金額を具体的に示しているもの
③ 入札談合等の日、場所及び方法が明らかであるもの
④ その他入札談合等に関与した者以外の者が知り得ない事実が含まれるもの

（2）談合疑義情報

談合疑義情報とは、次のいずれかに該当する情報をいう。なお、単なる推測やうわさと思われるものは、これに該当しない。

① 入札談合等の疑いがある不自然な入札が行われた等、入札談合等の疑いがあるとするに足りる根拠を得たもの
② その他談合情報としては不十分であるが、談合情報に準じる内容を持つもの

３ 情報の確認、調書の作成

入札に付そうとする発注案件について入札談合等に関する情報があった場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、具体的に情報を聞き取った後、直ちに委員会の事務局へ電話等により通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、情報は必要最小限の職員のみが取扱うものとし、秘匿性の高い情報が含まれているため、不必要な回議をすることのないよう適正に取扱うこと。

４ 報告

事務局は3により入札談合等に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を談合等情報報告書（別記様式第１）にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

なお、事務局において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、報道に基づき談合等情報報告書（別記様式第１）をまとめ、報告を行うこと。

５ 委員会の招集及び審議

委員会は、4により事務局からの報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び第２以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

６ 公正取引委員会及び警察への通報

事務局は委員会において審議した結果、信憑性があり第２以下の手続によることとした談合等情報については、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会及び警察（以下、「公正取引委員会等」という。）へ通報すること。

７ 談合等情報の取扱い

談合等情報を事務局が把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、委員長の指示により、契約主管課長が対応すること。

なお、個別の事案に関して公正取引委員会等に情報提供を行った事実は、原則として公表はしない。ただし、談合等情報の提供者が報道機関であるものや談合等情報が委員長以外にも広く寄せられているものについては、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会等に情報提供している旨を明らかにすること（報道機関等との対応においては、公正取引委員会等が行う審査又は捜査の妨げにならないよう留意するものであることから、市から積極的に談合等情報を公表するものではないことに留意すること。）。

第２ 具体的な対応

談合等情報があった場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手続等は、第3に従うこと。

1　入札執行前に談合等情報を把握した場合

（1）公正取引委員会等への通報

談合等情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会等へ談合等情報報告書（別記様式第1）により通報すること。

なお、追加談合等情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会等へ通報すること。

（2）事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とすること。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行うこと。聴取結果については事情聴取書（別記様式第3）を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会等へ送付すること。

（3）談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めること。また、その旨を公正取引委員会等へ速やかに通報すること。入札の執行を延期した場合で、工事費内訳書及び入札書が提出されていた場合、それらを保管するとともに、入札を取り止めた場合、公正取引委員会等への通報にあわせてそれらの写しを提出すること。さらにこの場合、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に関する手続について」（平成15年3月10日国地契第94号、国官技第305号、国営計第170号。以下「入札契約適正化法第10条に関する手続通達」という。）の規定により、公正取引委員会への通知を行うこと。

（4）談合の事実があったと認められない場合の対応

① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した上で入札を行うこと。また、誓約書の写しを公正取引委員会等に送付すること。

② この場合、全ての入札参加者に対し、入札に際し内訳書　を提出するよう要請すること。ただし、内訳書の提出を求めることとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は内訳書の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

③ 入札時には、内訳書を入念にチェックすること。
④ 内訳書のチェックにおいて、談合の事実があったと認められる場合には、（3）により対応すること。
⑤ 入札終了後に、入札調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

（5）一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても開札するか否かは明らかでないため、開札日において、（2）以下に従い対応すること。

2 入札執行後に談合等情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第1の5により判断すること。

（1）契約締結以前の場合

① 公正取引委員会等への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会等へ談合等情報報告書（別記様式第1）により通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。なお、追加談合等情報又は入札の無効の決定があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会等へ通報すること。

② 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書（別記様式第3）を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会等へ送付すること。

③ 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会等へ速やかに通報すること。さらにこの場合、入札契約適正化法第10条に関する手続通達の規定により、公正取引委員会への通知を行うこと。

④ 談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書（別紙2）を自主的に提出させた上、落札者と契約を締結すること。また、誓約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

（2）契約締結後の場合

①公正取引委員会等への通報

談合等情報があった旨を直ちに公正取引委員会等へ談合等情報報告書（別記様式第1）によ

り通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。なお、追加談合情報等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会等へ通報すること。

②事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書（別記様式第3）を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会等へ送付すること。

なお、事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、発注案件の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会等へ速やかに通報すること。さらにこの場合、入札契約適正化法第10条に関する手続通達の規定により、公正取引委員会への通知を行うこと。

第3　個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1　報告書

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を談合等情報報告書（別記様式第1）にまとめること。

2　公正取引委員会等への通報等

（1）公正取引委員会への通報等は、事務局において別記様式第2により摂津市長名で行うこと。

（2）その後の調査結果に関する公正取引委員会への通報等は、別記様式第2の2を参考とすること。また、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合又は事情聴取した全ての業者が談合の疑いを否定した場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。なお、追加談合等情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、公正取引委員会への通報にあわせて、手続の各段階において、事情聴取書及び工事費内訳書、入札書の写し等を送付すること。また、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、入札契約適正化法第10条に関する手続通達の規定により、公正取引委員会への通知を行うこと。

また、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、事務局は提出した資料について的確な対応ができるよう内容を整理しておくこと。

（3）公正取引委員会への通報等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、事務局を窓口として可能な限り協力すること。なお、警察からの協力要請についても同様に協力すること。

（4）一度提出した入札書については、返還しない旨、全ての入札参加業者にあらかじめ周知すること。

3　事情聴取の方法等

（1）事情聴取は、事務局の職員により、原則として複数名（2名以上）で行うこと。ただし、必要に応じて担当課の職員を同席させることができる。

（2）事情聴取は、事情聴取の対象者を一社ずつ呼び出し、聞き取りを行うこと。

（3）聴取結果については、別記様式第3により事情聴取書を作成すること。

4　誓約書の提出等

誓約書については、誓約書を公正取引委員会等へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別紙2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。

5　内訳書の提出

内訳書の提出にあたっては、入札に際し、入札担当及び担当課職員が立ち会い、全入札者へ入札書とともに内訳書を提出させ、談合の形跡がないかを入念にチェックし、開札すること。

なお、事情聴取、内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と内訳書のチェックを並行して実施することができる。